

自営業者(個人事業主)の被扶養者認定について

被扶養者の認定にあたっては、被扶養者認定基準に基づきます。

当該者が自営するあるいは所属する事業所が法人事業所であるときは、健康保険の強制適用事業所に該当するため、被扶養者にはなれません。

社会通念上、自営業者は経済的に自立した存在であり、事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者であるため、事業経営者であるにも関わらず被保険者の支援がなければ生活ができないという場合は、事業内容や収入状況を十分に確認する必要があります。よって、経営状態の悪化など、収入減少が一時的である場合では被扶養者として認められません。一時的ではなく、継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている方が認定対象となります。そのため、基準内の収入であっても、一時的な収入減でないことを確認するため、過去の収入や現在、将来の経営状況を伺った上で総合的に判断します。

【収入の算定方法について】

原則として、直近の収入実績に基づき申請時点から先 1 年間を推計した額とします。

自営業の収入＝【売上金額 － （ 売上原価 ＋ 直接的必要経費※）】

※直接的必要経費とは、所得税法上の必要経費とは異なり、その費用なしでは事業が成り立たない経費を指すものであり、当健保が認める経費に限られます。したがって、自営業の収入とは、確定申告における所得金額ではありません。

事業開始年のみ発生する初期費用等、明らかに次年度以降は発生しないと判断される項目は、直接的必要経費からは除外します。原則として、収入および経費ともに申請時点以降も継続的に発生すると見込まれるものについてのみ算定の対象とします。

直接的必要経費一覧表

1. 一般事業

科目	可否	備考
売上原価(仕入金額)	○	
給料賃金	×	従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため、被扶養者として認められません
外注工賃	×	給与賃金に相当する(派遣委託費用等)場合、給与賃金と同様の取り扱いとし、被扶養者として認められません
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	1. 自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められません 2. 貸主が親族の場合は、経費として認められません
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められません
旅費交通費	×	
通信費	×	
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	1. 自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められません 2. 原則は認められませんが、事業の内容と修繕の目的を確認した上で認められる場合があります
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	
専従者控除	×	

2. 農業

科目	可否	備考
雇人費	×	従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため、被扶養者として認められません
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬・衛生費	○	
諸材料費	×	
修繕費	△	1. 自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められません 2. 原則は認められませんが、事業の内容と修繕の目的を確認した上で認められる場合があります
動力光熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められません
作業用衣料費	×	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑費	×	
専従者控除	×	

3. 不動産業

科目	可否	備考
給料賃金	×	従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため、被扶養者として認められません
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	1. 自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められません 2. 貸主が親族の場合は、経費として認められません
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	1. 自宅住所と事業所の所在地が同一の場合は経費として認められません 2. 原則は認められませんが、毎年継続して発生することを明確に判断できる書類を添付した場合に限り、事業の内容と修繕の目的を確認した上で認められる場合があります
雑費	×	
管理費	×	
専従者控除	×	

以 上

2026 年 4 月 1 日版